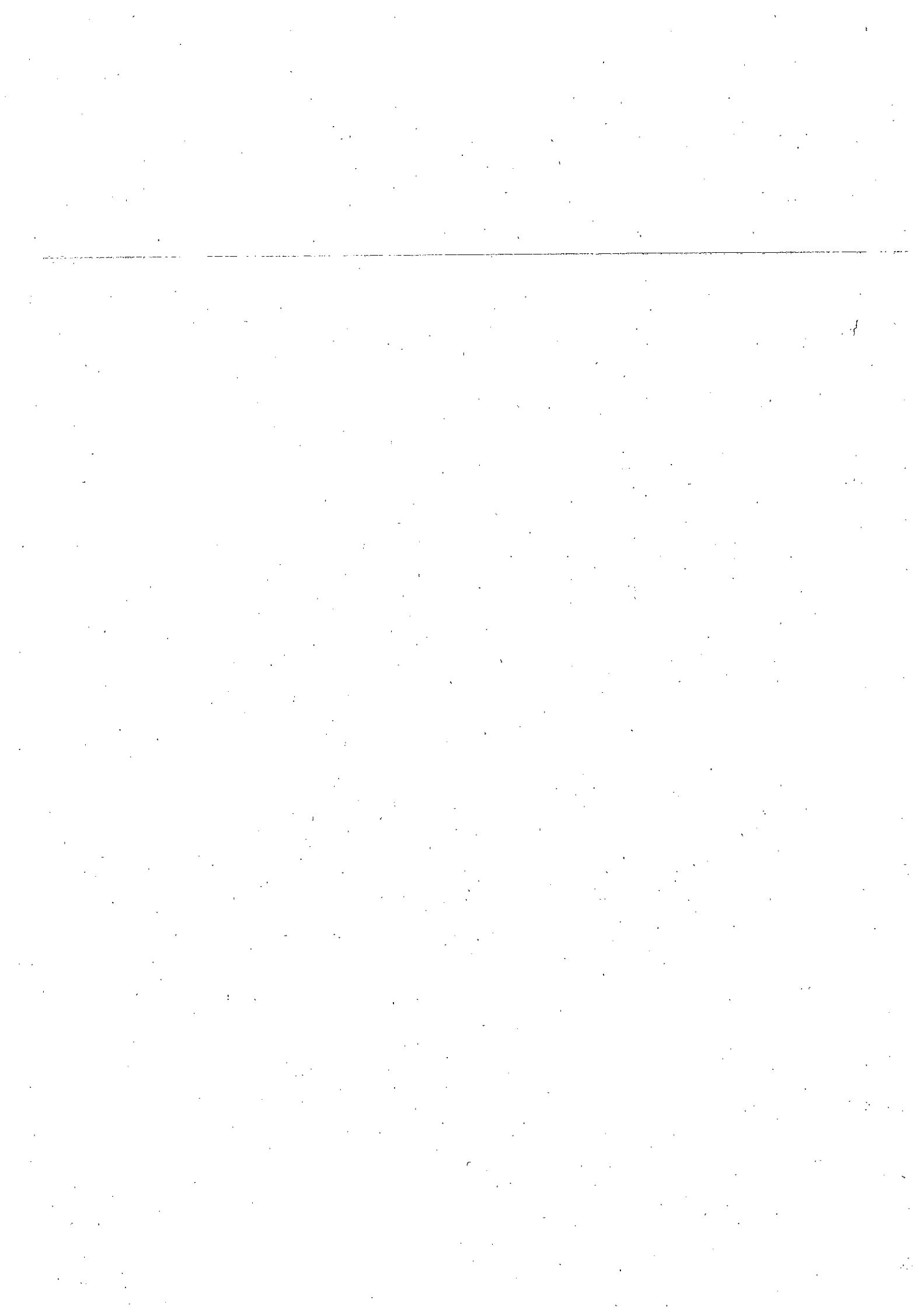


# **島田市教育環境適正化検討委員会提言書**

**～子供を最優先にした学校づくり～**

**平成 30 年 9 月 20 日**

**島田市教育環境適正化検討委員会**



# 目 次

## 第一章

島田市の教育の現状と課題 ······ 1

## 第二章

アンケート及び意見交換会の概要 ······ 3

- 1 教育環境に関するアンケート
- 2 中間報告意見交換会及びアンケート

## 第三章

教育環境の適正化に向けた基本的な考え方 ······ 4

## 第四章

学校再編の方針案 ······ 5

- 1 学校再編方針案の策定について
- 2 北部地域の再編について
- 3 初倉地域の再編について
- 4 新学校の特色
- 5 地域の発展とコミュニティ主体の教育環境整備

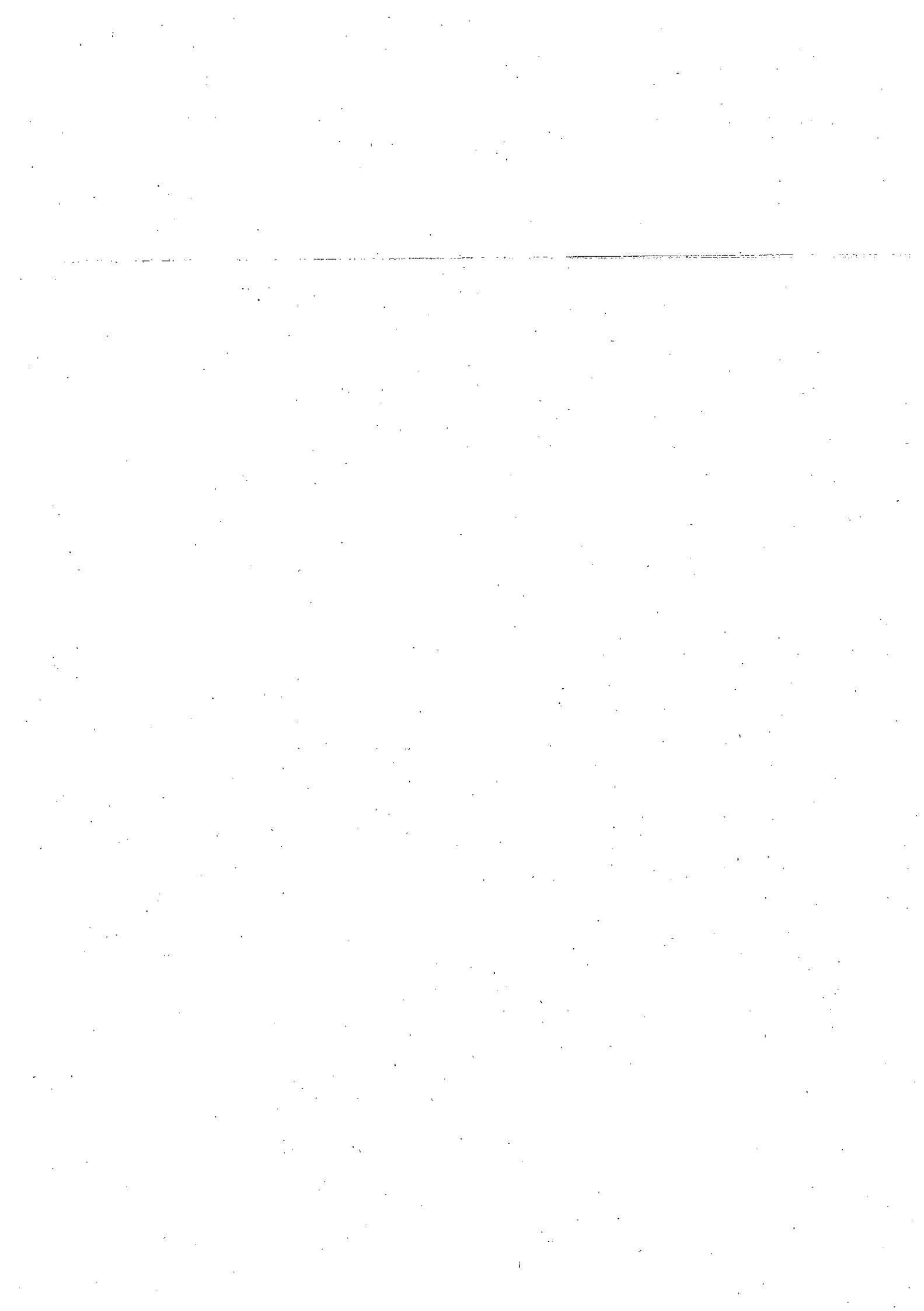
## 第五章

新たな学校づくりのロードマップ ······ 11

- 1 計画策定のための組織
- 2 計画策定にあたり考慮すべき点
- 3 計画策定後の検討について

## 資 料

- 1 島田市教育環境適正化検討委員会規則
- 2 入学予定者数（年度別出生数）
- 3 現状配置を前提とした学校規模想定図
- 4 検討委員会において委員から出された意見
- 5 教育環境に関するアンケートと結果
- 6 中間報告に関する内容と結果
- 7 学校施設の概要
- 8 島田市学校再編に関して活用できそうな助成事業一覧



## 島田市教育環境適正化検討委員会提言書

### 第一章 島田市の教育の現状と課題

島田市ではこれまで、小学校と中学校の連携活動や地域との協働を基盤とし、特色のある学校づくりが進められてきました。また、その中で「豊かな心の育成」や「一人ひとりに焦点を当てた教育」等を重視し、子供たちの可能性や夢を紡ぎ、地域の教育力を生かし地域の魅力を体感させる教育が推進されてきました。

また、平成 27 年度に総合教育会議で作成された教育大綱では、「市民総がかりで育む豊かな心と学び」が基本方針として決定され、この方針のもと教育改善が図られてきました。その成果もあり、子供たちの活動を積極的に支えてきた市内公民館が 2 年連続文部科学大臣表彰を受け、さらに商工会青年部が主催したジュニア・エコノミー・カレッジの実践がキャリア教育部門において文部科学大臣賞を受賞しています。この他、自治会が主催した寺子屋事業も複数開催されるなど、地域で子供を育てるという機運も高まってきています。

一方で他の地域と同様、今後の人口減少と少子化の傾向は、避けて通ることのできない課題として学校教育に影響を及ぼすことが想定されます（資料 3）。例えば平成 29 年度の各学年の児童総数は、800 人台中盤から 900 人台前半となっていますが、平成 29 年度（3月末現在）の出生数は 600 人台と少子化の傾向は急激に進んでいます。また、平成 29 年度（3月末現在）に生まれた子供の数が一桁の学校は 5 校あり、中でも北部 4 小学校区の総出生数は 18 人と大変少なくなっています。そのため平成 36 年度には神座小学校を除く 3 校において複式学級が生じる可能性が大きくなっています（資料 2）。また、単学級の学年がある学校数も 2 校から 3 校に増加することが予想されています。小規模校には小規模校ならではの良さがあるものの、児童生徒にとっての交友関係等の観点からすると、可能であれば学校は一定規模が確保されることが望ましいと考えられます。

島田市教育委員会においては、こうした課題の存在を念頭に、平成 27 年度に「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」が設置され、検討を重ねた上で平成 28 年 9 月に提言がまとめられました。提言においては、「地域総ぐるみで進めましょう 夢育・地育の花咲く 島田の教育」をキャッチフレーズに、今後の島田市の教育をかたちづくるための基本的方向性として、次の 5 点が提案されています。

#### 基本的な方向性

- 1 地域が主体性を持って教育に参画し、学校と協働して共に教育を支えるしくみを整えること。
- 2 地域の文化や伝統を継続するために、地域が主体性を持って教育機能を分担するしくみを整えること。
- 3 就学前からの家庭教育を地域全体で支えるしくみづくりを進めること。
- 4 今後必要とされる学校再編については、適正規模や学校施設の老朽化の状況

などを考慮するとともに、地域の生活や文化・伝統の存続及び活性化を島田市全体で支えるという前提のもとに、これを検討していくこと。

- 5 以上を実現していくため、学校・地域それぞれにおいて、組織のあり方を必要に応じて見直し、力を集約して改善に当たる方策を検討し、島田市（市長部局）と島田市教育委員会とは協力してこれを支えていくこと。

本委員会では、こうした「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」の提案を前提として、アンケート等をとおして地域の考えを集約し、今後の島田市における教育環境についての議論を重ねてきました（資料5、6）。

本委員会の活動は次のとおりです。

(1) 委員会の開催実績

平成29年5月15日(月)	第1回(市役所)傍聴者 なし
平成29年6月12日(月)	第2回(市役所)傍聴者 1人
平成29年8月8日(火)	第3回(北部ふれあいセンター)傍聴者 11人
平成29年9月21日(木)	第4回(初倉公民館)傍聴者 23人
平成30年1月15日(月)	第5回(市役所)傍聴者 5人
平成30年3月14日(水)	第6回(市役所)傍聴者 3人
平成30年3月22日(木)	中間報告書を島田市教育委員会に提出
平成30年8月2日(木)	第7回(金谷公民館)傍聴者 なし
平成30年9月5日(水)	第8回(市役所)傍聴者 1人
平成30年9月20日(木)	第9回(市役所)傍聴者 2人

(2) 先進地視察実績

平成29年11月10日(金) 田原市教育委員会（愛知県）

(3) 中間報告意見交換会の開催実績（島田市教育委員会主催）

平成30年6月19日(火)	初倉地域(初倉公民館) 51人
平成30年6月21日(木)	北部地域(北部ふれあいセンター) 66人
平成30年6月29日(金)	湯日小学校区(湯日小学校) 保護者、就学前児童保護者 27人
平成30年7月11日(水)	神座小学校区(神座小学校)保護者、地域住民 6人
平成30年7月11日(水)	相賀小学校区(相賀小学校) 保護者、就学前児童保護者 26人
平成30年7月18日(水)	伊久美小学校区(伊久美小学校) 保護者、地域住民 42人
平成30年7月19日(木)	初倉南小学校区(初倉南小学校)保護者 15人
平成30年7月26日(木)	伊太小学校区(伊太公民館)保護者、地域住民 22人

## 第二章 アンケート及び意見交換会の概要

### 1 教育環境に関するアンケート

島田市立初倉中学校区（以下「島田市立」を略）と北中学校区に住む中学生、小学生及び就学前児童の保護者を中心に、学校の規模や教育環境に関し、平成 29 年 8 月から 9 月にかけてアンケートを実施致しました。アンケート結果からうかがわれる保護者の希望は下記のとおりです（資料 5）。

#### （1）小学校の規模について

- ・クラス替えができる程度の人数が望ましいと考える人が多い。
- ・子供の年齢が上がるにつれ、1 クラス当たりの人数やクラス数が多くなることを望んでいる。

#### （2）中学校の規模について

- ・北・初倉中学校区とも、約 9 割の保護者がクラス替えができる程度の人数が望ましいと考えている。
- ・北中学校区は、部活動やクラス替えの柔軟性から一学年 100 人程度以上の人数が望ましいと考える保護者が多い。
- ・初倉中学校区は、一学年 100~200 人程度の人数が望ましいと考える保護者が多い。

#### （3）教育環境で重視すること

- ・全体的には「登下校の安全・利便性」を求めている。
- ・北中学校区では「部活動、学力、子ども同士の切磋琢磨」を重視する保護者が多い。

### 2 中間報告意見交換会及びアンケート

本委員会からお示しした提言書（中間報告）に対する地域の意見を把握するため、北中学校区と初倉中学校区において、意見交換会とアンケートを実施しました。集約した結果は下記のとおりです。

#### （1）北部地域の再編について

- ・北中学校については、島田第一中学校との早期再編を望む声が多い。
- ・小学校については、島田第一小学校との再編を望む声が多いが、一部で伊久美小学校の小規模特認校の存続や北部地域内での再編を希望する声もある。

#### （2）初倉地域の再編について

- ・湯日小学校の保護者（就学前保護者含む）は、初倉小学校との早期再編を望む声が多い。
- ・再編が必要と考える人の中には、初倉小学校・初倉南小学校・湯日小学校の 3 校同時期での再編が望ましいという意見も出ている。

### 第三章 教育環境の適正化に向けた基本的な考え方

本委員会においては、教育環境の適正化を検討する上で、次の7つの点をその基本に置くべき考え方としました。

- 1 島田市の児童生徒数の減少による学校環境の再編は、特定地域の問題ではなく、島田市全体の問題であるという前提に立ち、地域住民との合意を図りつつ子供のニーズを最優先に立てて全市ぐるみの対応をしていく。
- 2 学校環境の再編に関わる計画策定においては、島田市教育委員会と島田市（市長部局）が緊密な連携のもと、両者が積極的にリーダーシップを發揮していく。
- 3 市内全地域で学校教育の質的充実と生活環境の改善（教育はしつかり、生活はのびのび）を目指し、個に焦点を当てた教育の充実と各種体験を重視した教育課程を推進する。
- 4 いずれの地域も学校の適正規模化を図りつつ、行政と地域とが協力して地域の子育てへの参画機会を拡大し、流入人口増等の地域発展が努力次第で可能なかたちの整備を目標とする。
- 5 小中学校の再編対象となる地域には、政策的優遇措置を講じ、教育の先進地域へと発展させる。
- 6 学校の児童生徒数が、一学年当たり概ね20人を下回るような場合には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、児童生徒の経験の幅に制約が生じることのないよう早期に再編を検討し、適正規模化を図る。
- 7 長期的には、更なる学校再編の必要が生じる可能性も念頭におき、小中一貫教育等、島田市の教育による今後の特色づくりが可能となる条件を整備する。

## 第四章 学校再編の方針案

### 1 学校再編方針案の策定について

上述のように、少子化に伴う学校配置の検討は島田市全体の問題ですが、同時に学校規模の大小には地域による偏りが大きく、また全ての地域について検討することは困難であることから、本委員会では2つの地域について他地域に先行して今後の学校配置について検討してきました。

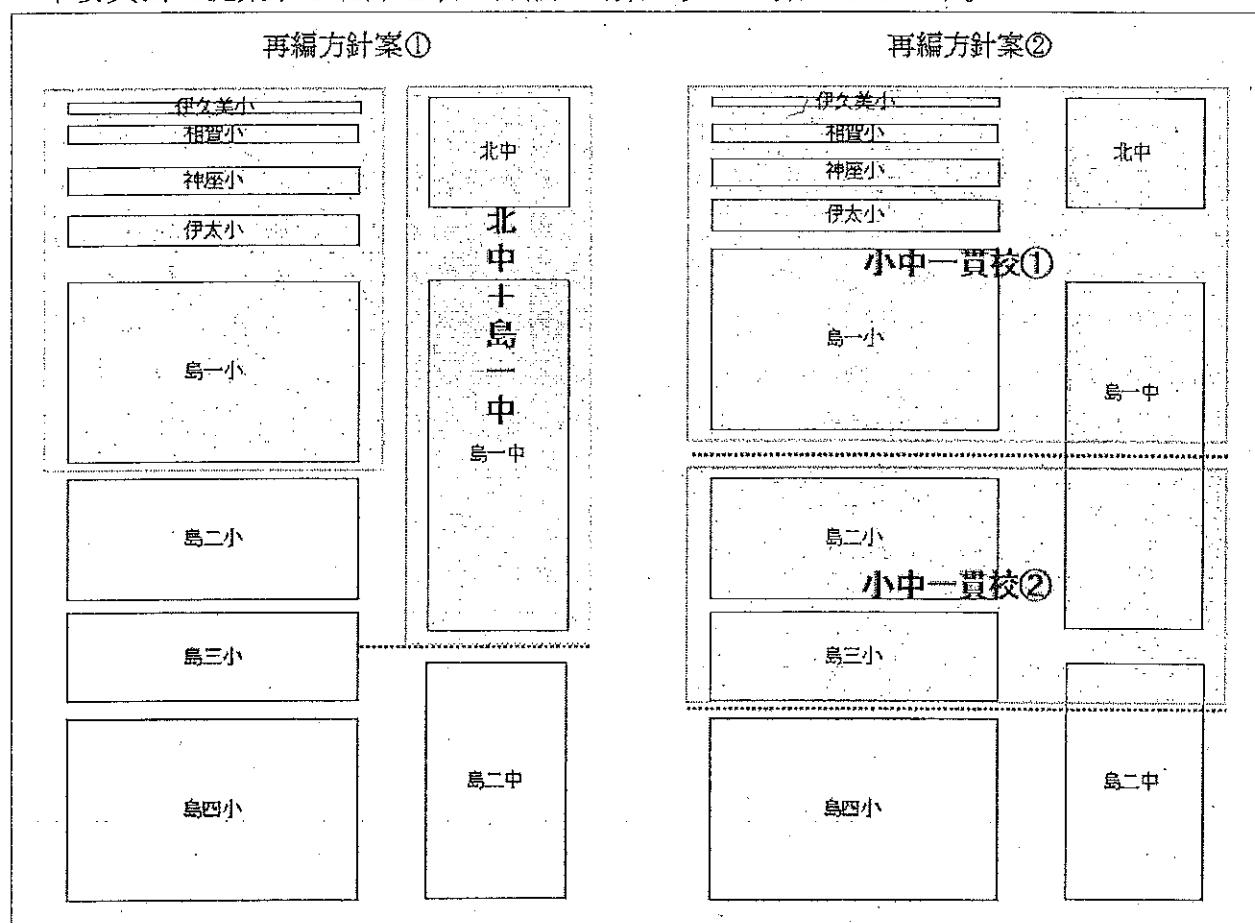
以下では児童生徒数の減少という点で課題の大きい伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校（以下、北部4小学校という。）と北中学校の立地する北部地域、及び同様の課題を有する湯日小学校の立地する初倉地域において、必要と思われる学校再編方針案について示します。

この再編方針案は、「第三章 教育環境の適正化に向けた基本的な考え方」及び去る3月22日に本委員会から提出しました提言書（中間報告）を基に、教育委員会、保護者、地域の皆さんとの間で行った意見交換会、並びに、保護者を中心に実施した中間報告に対するアンケートの結果を踏まえて策定したものです。

なお、学校再編計画策定のプロセスにおいては、今後とも各地域で話し合いの機会を持ち、地域の意向も踏まえた上で、再編時期や再編後の校舎活用方法、費用等のシミュレーションを行い、島田市教育委員会及び島田市（市長部局）の責任で総合的に判断することが必要です。

### 2 北部地域の再編について

本委員会で提案する北部地域の再編方針案は次の2案になります。



## (1) 再編方針案①について

できるだけ早い時期に北中学校と島田第一中学校を統合し、その後、島田第一小学校の改修に合わせて北部4小学校を島田第一小学校と統合するものです。

中学校においては、多くの保護者が望んでいる「クラス替えができる人数や部活動の数の制限を受けない規模」を確保するために必要な再編であり、現在の島田第一中学校の校舎をそのまま使用することを想定しています。現在の学校配置を考えると最も自然な再編のかたちと考えられます。

小学校においては、特に児童数減少の激しい北部4小学校における複式学級や単学級の解消等が図れられるとともに、島田市の特色でもある夢育・地育の推進やコミュニティスクール、特別支援教育の充実においても効果を發揮することが考えられます。

なお、北部地域の学校のうち、伊久美小学校については、島田第一小学校までの通学時間の長さが心配されること、また、現在の特認校としての特長もあることから、再編の時期等についても地域の声を考慮して判断することが必要です。

## (2) 再編方針案②について

北部4小学校を島田第一小学校と統合し、島田第三小学校を学校改修時に中学校に転化した上で、島田第二小学校と島田第三小学校で1つの一貫型の学区を形成しようとするものです。

この案については、3クラス程度の学校が小中それぞれ2校ずつできることとなり、規模の面でも接続の面でも特色づくりは比較的容易となります。また、島田市全体でも分離進学が解消され、全国的に展開されている小中一貫教育等、小学校と中学校を接続した特色づくりも可能となります。加えて、新設校については、校長を兼務で任用できるため、人的資源の面でもわずかながら余裕が生じます。

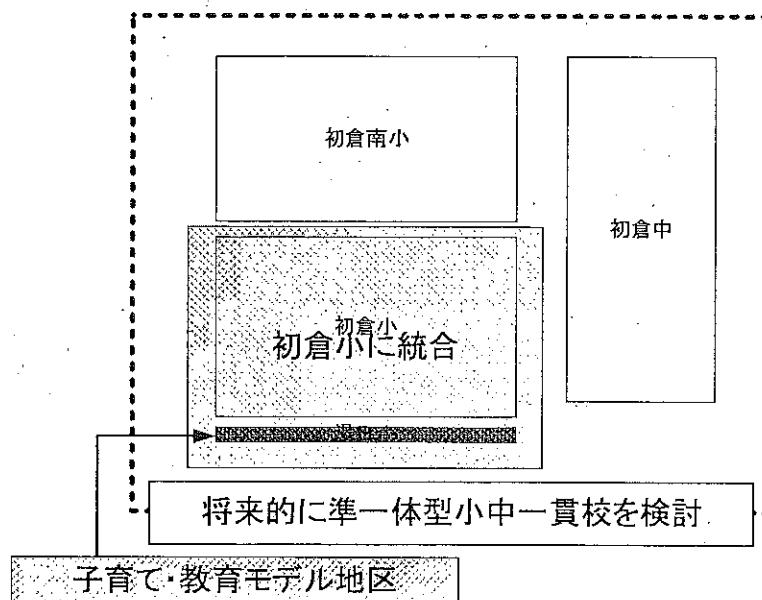
ただし、島田第三小学校も含めた再編計画を立てる必要が生じるため、合意を形成するためにはより多くの参画者を交えた議論が必要となります。

これ以外にも通学予定校が変更となる可能性や現島田第三小学校の敷地面積が課題となります。前者については、一定期間、調整学区等の措置をとることで、また、後者については、島田第三小学校が隣接する横井運動場公園を、島田市で「優先使用に関する規則」を設け、教育活動に優先的に使用するなどの工夫が考えられます。

なお、伊久美小学校については、案①と同様、地域の声を考慮して判断することが必要です。

### 3 初倉地域の再編について

本委員会で提案された初倉地域の再編方針案は次の案になります。



#### (1) 再編方針案について

湯日小学校については早期再編を望む保護者が多い湯日小学校を、先行して初倉小学校と統合することが望ましいと考えます。その際、教職員の加配など統合に伴うきめ細かな対応に配慮し、湯日地域を「子育て・教育モデル地区」（仮称）として活性化していくため、島田市教育委員会、島田市（市長部局）、地域との間で、学校の跡地利用も含めた話し合いを進めていく必要があります。

将来的には、初倉南小学校を現在の初倉小学校に統合した上で、初倉中学校も含めた準一体型の小中一貫教育校とすることも検討すべきことと考えます。この場合、小中学校とも中規模の学校となり、特色づくりは比較的やりやすくなります。

ただし、現時点では、初倉小学校と初倉南小学校の規模に大きな違いはなく、再編の是非についての議論も成熟してはいません。加えて、3小学校を同時に統合するには初倉小学校の増築が必要となり、これらの点も勘案した上で地域住民の意向を踏まえた慎重な議論を重ねていくことが必要です。

#### 4 新学校の特色

学校再編により、当該新学校は島田市の学校教育を牽引するパイロットスクールとして位置づけられると同時に、これまでより広い、地域のコミュニティの中核としての機能を発揮する事が期待されます。こうした新学校の位置づけを考えるとき、その役割を担っていくためには、例えば次のような特色づくりの方向性が考えられます。

##### 新学校の特色例：

- ア 地域住民の希望によっては校名を改称した上で、新たな学校としてスタートする。通学に支障を来す場合は、スクールバスを運行し、通学の安全と利便性向上に配慮する。
- イ 新学校においては、「島田市小学校及び中学校の在り方検討委員会」で提案された「地育」（地域・コミュニティとの協働で主体的に地域づくりに参画する意欲・態度・スキルを学習）、「夢育」（国際理解教育・プログラミング教育など、現代社会の変化に対し、夢を持って生きていく意欲・態度・スキルを学ぶ学習）を先導的に推進するパイロット校として位置づける。
- ウ 小中一貫教育校を選択する場合、中学校は原則同一小学校児童の持ち上がりとし、教員の交流も含めた小中一貫教育を全面的に展開する。
- エ 学区の調整が困難になる場合は、「特認校制度」（他学区からの通学が認められる学校）「指定校変更制度」（一定の条件の下、市教育委員会が他学区への通学を許可する制度）の活用も考える。
- オ 通級教室、特別支援学校等加配教職員や施設等を充実し、特別支援教育に厚い学校とする。
- カ 学校のニーズに応じて「地域運営学校」、「義務教育学校」、「研究開発学校」等のしくみを取り入れる。

#### 5 地域の発展とコミュニティ主体の教育環境整備

学校再編によって生じる校地や教室（仮称余裕校舎）などは、現在の校舎の建築時期や耐用年数等（資料7）も考慮の上、地域の生活・学習拠点として更なる発展の方途を摸索する必要があるものと考えます（参考活用例参照）。

また、地域の特性によっては、長期的には校地内に公民館や図書館等の各種公共施設を集約していくことも考えてよいものと思われます。

今後の地域住民が主体となるコミュニティづくりの在り方を考えるとき、10頁の様々な参考活用例のうち、学校として残す校舎部分や放課後児童クラブ等、行政主体で活用する部分の保全を除き、余裕校舎の活用の在り方と活動内容については、原則として地域住民が構成する組織・団体の主体性と責任に委ね、島田市教育委員会と島田市（市長部局）はノウハウの提供や広報の支援などを通して活動を側面から支援することが期待されます。

一方、行政が主体となって推進すべきこととしては、活用可能な助成事業等への応募が

考えられます。これらに関しては、島田市教育委員会や島田市（市長部局）が主体となって積極的に応募し、市の事業と地域の活動とを関連づけることで、活動の推進とそのアピールに協力していく等の役割が重要なものと考えられます（資料8参照）。

なお、現在の学校は、防災拠点としての役割を担っていることも念頭に置かなければなりません。防災拠点は地域住民にとって安心して住むことのできる地域環境の前提となるものであるため、学校施設の防災拠点機能については市の責任で維持するか、代替する施設を用意するなどの措置が望まれます。

## 参考活用例：

### ア 分校舎機能

- ・地域の協力を得て「地育」に関連するカリキュラムが実施できる場合は、校舎の一部（事務室1・教室2程度）を分校舎として残す。この場合、各地域には小中一貫校の一分校舎として学校が残ることとなる。校舎の維持管理は地域の、NPO等に指定管理委託をし、管理費を教育委員会が支出する。また、分校舎として利活用しない施設は、原則として地域が運営する組織に貸与（有償・無償）し、自立的に管理する。
- ・分校舎活用は、教育課程特例校として地域づくりを学ぶカリキュラムを整備し、地域の希望が強い場合は、一定時間（特定の曜日の午後や長期休業前の数日間）を拠点施設で地域住民参画の授業や活動を行う。

### イ 放課後子ども教室・児童クラブ機能

- ・児童は下校後バスで学校跡地まで移動し、その後は希望に応じ、放課後子ども教室や放課後児童クラブにて活動する。保護者は遠方まで迎えに行かなくても済む。

### ウ コミュニティルーム（地域連携室）機能

- ・地域の拠点として、人々がいつでも出入りできる部屋を用意し、地域が校舎の管理業務を行う。地域の「たまり場」「ふれあいの場」とする。

### エ 地域スポーツクラブ機能

- ・地域のスポーツクラブの活動の場として提供し、地域の活性化を図る。学校の跡地が複数生じる場合には、各余裕校舎によって対象とする種目を特化して総合的に展開する広域型のスポーツクラブとすることも考えられる。

### オ コミュニティ・ファーム機能

- ・校庭の一部（または近隣の耕作放棄地等）を畑にし、放課後子ども教室や子ども食堂との連携も視野にいれ、児童生徒と地域住民が協働で農作物を栽培する。

### カ コミュニティ食堂機能

- ・現在拡大しつつある「子ども食堂」の対象者を広げ、地域住民を対象とした「コミュニティ食堂」を家庭科室等を活用して開催する。また、放課後児童クラブと接続し、保護者の希望に柔軟に対応できるものとする。

### キ テーマ図書館機能

- ・市内全域から図書の寄付を募った上で、各学校図書館を特定のテーマ毎（絵本・伝記・理科実験など）に集約し、土日などの開館日には、他地域からの児童生徒も活用できるようにする。

### ク 子育て世帯向け住宅地

- ・学校の校庭等を子育て世代向け住宅地（プール・ジム・公園併設）として、貸与・販売し、その収入を基金化して活動や施設整備の原資とする。

## 第五章 新たな学校づくりのロードマップ

今後は本提言を基に、より具体的な再編計画を策定されることが望まれます。また、新たな学校づくりに向けてのロードマップは次のようなことが考えられます。

### 1 計画策定のための組織

北部地域・初倉地域の具体的な学校再編計画を策定する検討体制を、できる限り早く構築する必要があります。また、策定する計画は、より専門的なものとなるため、次のような組織を設置することが望ましいと考えます。

①再編の時期や再編後の校舎利活用等を中心に議論する組織

例：島田市立学校再編計画策定委員会（仮）

②再編前後の教育カリキュラム等を中心に議論する組織

例：島田市立学校カリキュラム等検討委員会（仮）

まず①「島田市立学校再編計画策定委員会（仮）」は、湯日小学校については初倉小学校と統合することを前提に、現在の北中学校の生徒については現第一中学校の校舎に通学することを前提に、議論を速やかに進めることができます。

北部地域の小学校については、学校の適正規模化を図ることを前提に、先述の2つの案をたたき台としながら、教育環境の向上を図りつつ、地域の活性化についても希望の持てる学校配置及び校舎の利活用を含む基本方針を、2019年8月を目指し策定し、2020年3月までに計画の骨子を固めることが理想的であると考えます。またその際、新学校の学校名や基本理念等についても考慮することも想定されます。

次に②「島田市立学校カリキュラム等検討委員会（仮）」は、初倉地域においては湯日小学校跡地において展開される「放課後児童クラブ」・「放課後子ども教室等」の教育・子育てに関する活動について、北部地域においては複数の小学校が一体化する学校であることを念頭に、特色ある教育の内容について検討することが望れます。

いずれの場合も、平成29年度に告示された学習指導要領の趣旨を踏まえ、必要に応じて外部組織の知見も活用しながら、島田市の掲げる「夢育」「地育」という2つの方針を先進的に実現していく地域として、教育に誇りの持つことのできる学校カリキュラムを研究していくことが想定されます。

これら2つの委員会は、新時代の島田市における学校システムのデザインの両輪であることから、緊密な連携を図りながら相互の委員会の方向性が相反しないよう、足並みを揃えて検討を進めていくことが大切であることは言うまでもありません。

## 2 計画策定にあたり考慮すべき点

具体的な再編計画の策定にあたって、考慮すべき点を次に掲げます。

### (1) 北部地域

- ①北部地域の保護者には、中学校について北中学校と島田第一中学校の早期再編を望む声が多い。
- ②北部地域の保護者には、小学校について島田第一小学校との再編を望む声が多いが、一部で伊久美小学校の小規模特認校制度の存続を希望する声もある。
- ③スクールバスを利用して1時間以上の通学時間のかかる場所に住む児童生徒に対しては一定の対応（隣接学区の川根小・中学校への入学等）が必要となる。
- ④島田第一小学校との再編は、改修あるいは改築工事との兼ね合いから、平成31年度中の再編計画の策定が必要となる。

### (2) 初倉地域

- ①湯日小学校区の保護者（就学前の保護者）には、早期再編を望む声が多い。
- ②初倉南小学校は、過去において初倉小学校の児童増加に対応して設置された学校である。
- ③湯日小学校区では、学区が隣接する金谷小・中学校に通う方が通学距離や時間が短い地区がある。

### (3) 共通

- ①通学の安全確保と時間短縮を十分考慮したコミュニティバスの活用やスクールバスを運用する。
- ②地域の伝統継承や活性化を支援するため、校舎の利活用を推進するとともに、防災拠点として維持する。
- ③夢育・地育の推進に向けたカリキュラムを先進的に実施する。
- ④再編に向けた交流学習を実施する。

## 3 計画策定後の検討について

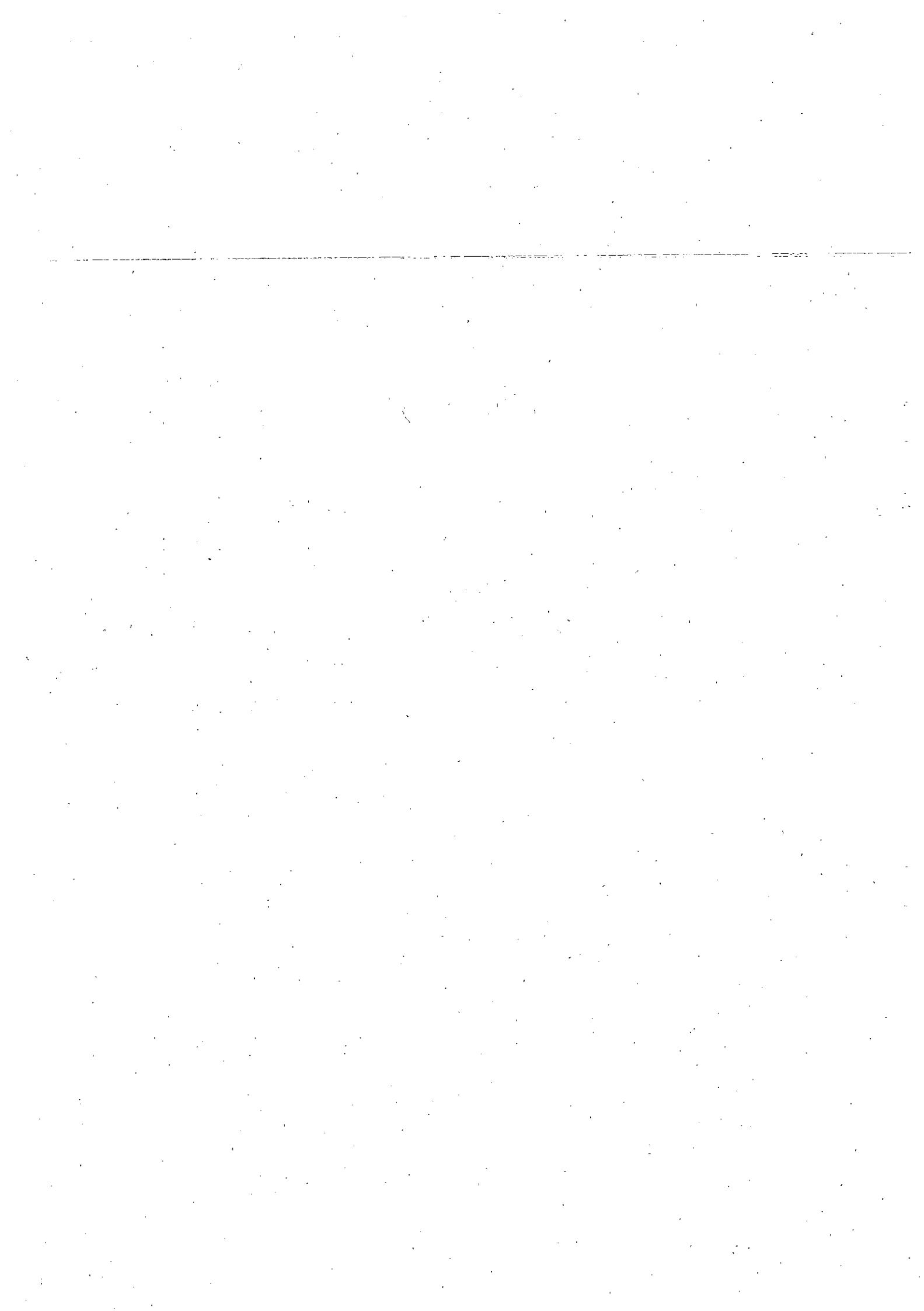
再編の時期や再編後の校舎利活用等を中心に議論する組織においては、島田市教育委員会、島田市（市長部局）、地域との間で十分な話し合いができるように、北部地域・初倉地域のそれぞれにワーキンググループ等を設置した上で、継続的に議論を重ね、可能な事柄から再編を待たず、順次実践に移していくことが期待されます。

ワーキンググループ等において議論を進めていくことが想定されるのは次の4点です。

- (1) 再編時期や校舎の利活用等について
- (2) 新学校の名称・カリキュラム及び学校運営に関する特色について
- (3) 地域住民の学校参画と住民主体の地域づくりの枠組みについて
- (4) 地域への政策的優遇措置と地域の伝統継承・活性化支援について

### 委員名簿（着任時）

委員長	武井 敦史	有識者（静岡大学教職大学院教授）
副委員長	池ヶ谷俊幸	有識者（学校評議委員）
委員	福田 秀樹	湯日小学校 PTA 会長
委員	伊藤健太郎	伊太小学校 PTA 会長
委員	藤本 俊彦	北中学校 PTA 副会長
委員	良知 克明	市 PTA 連絡協議会会長
委員	森山 佳久	幼稚園保護者会長
委員	仲安 寛	地域代表
委員	榛葉 徹	地域代表
委員	小島 忠光	小学校校長
委員	伊藤 冬久	中学校校長
委員	畠 浩	小学校教頭
委員	中村 延也	小学校主幹教諭



## 資料 1

### ○島田市教育環境適正化検討委員会規則

平成29年3月27日

教育委員会規則第4号

#### (設置)

第1条 平成27年島田市教育委員会告示第11号に基づき設置された島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会における調査及び検討を踏まえ、島田市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における教育効果を高めるための適正な教育環境について調査及び検討するため、島田市教育環境適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、小中学校における次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 望ましい教育環境の実現を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 学校施設の適正化に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の適正化に関し必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから島田市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の児童又は生徒の保護者の代表者
- (3) 小中学校の教職員の代表者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、島田市教育委員会が必要があると認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該調査及び検討の結果を島田市教育委員会に報告する日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

#### (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 資料2

## 入学予定者数（年度別出生数）

平成30年4月1日現在

	平成36年度	平成35年度	平成34年度	平成33年度	平成32年度	平成31年度
島田市全体	670	727	742	792	852	823
伊太小学校	6	7	4	11	11	10
相賀小学校	6	3	5	4	10	6
神座小学校	5	10	7	7	11	10
伊久美小学校	1	2	2	2	5	6
初倉小学校	58	71	44	52	57	68
初倉南小学校	41	45	50	47	64	46
湯日小学校	2	5	6	4	5	5

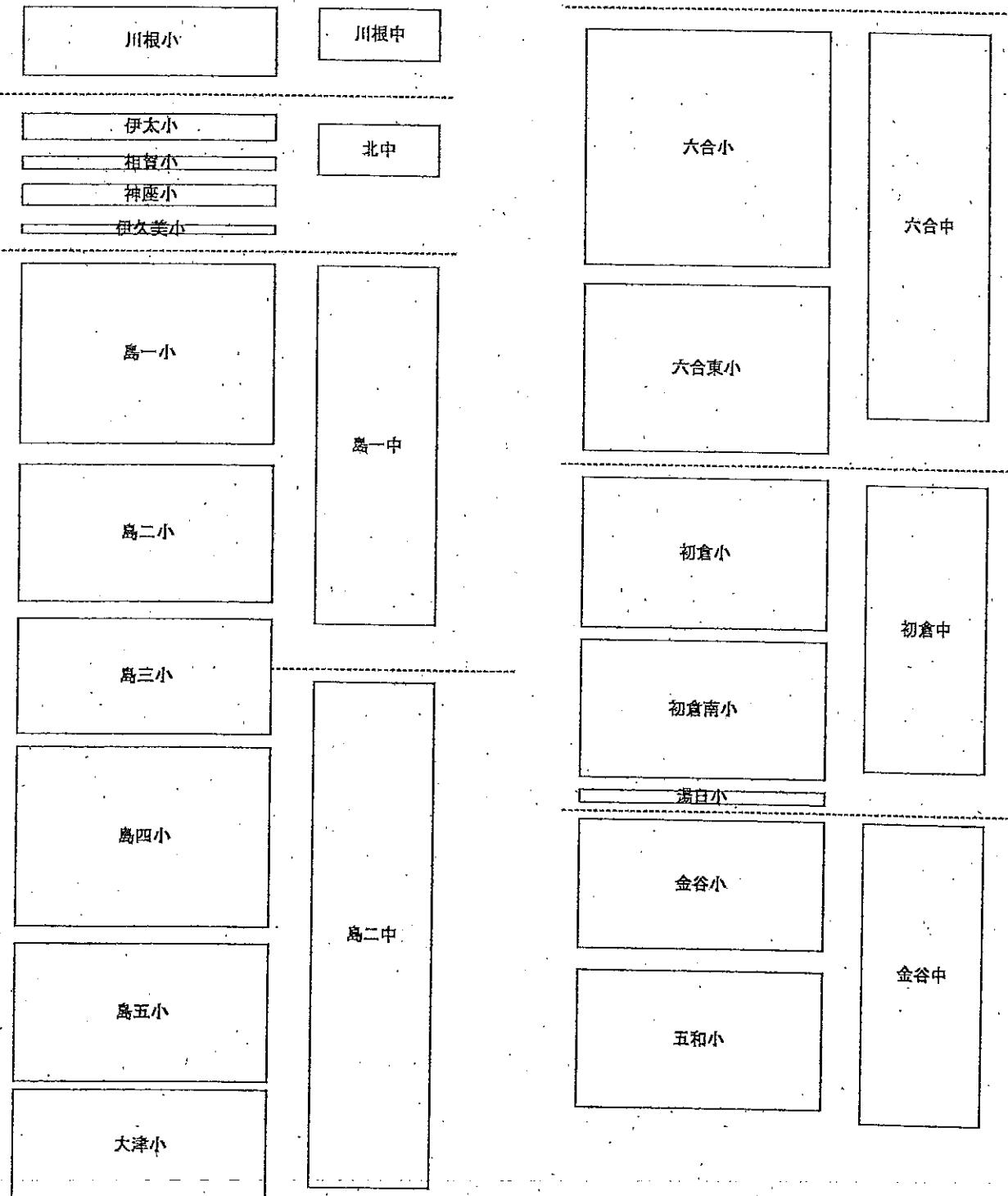
- (1) 平成36年度に伊太小学校の2・3年で複式学級が編制されます。
- (2) 平成35年度に神座小学校の2・3年で複式学級が編制されます。
- (3) 平成36年度に湯日小学校は全学年で複式学級が編制されます。 (完全複式)
- (4) 相賀小学校は現時点では複式学級が編制されています。
- (5) 伊久美小学校は現時点で完全複式が編制されています。

※1 小学2～6年で連続する学年の合計児童数が14人以下の場合、また小学1・2年の合計児童数が7人以下の場合は、複式学級となります。

※2 平成30年4月1日現在における住民基本台帳から算出しています。

## 現状配置を前提とした学校規模想定図

学校児童生徒数の推移(推計)をもとに、学校の児童生徒数をおおよそのイメージで表したものです。  
(小学校はH35年度、中学校はH41年度の推計値を使っています)



#### 資料4 検討委員会において委員から出された意見

- ・小学校のPTAも、保護者が減ってきて負担が増えてきている。自分たちの孫の代のためにも今、変えなければならないと思う。(第1回)
- ・小規模校や大規模校、それぞれメリットはあるが、統合するなら小中一貫校というのも議論したい。(第1回)
- ・小規模校のメリットはあっても、将来的には子どものためにある程度の統合はやむをえないと思う。(第1回)
- ・子供が育っていくにはある程度の人数が必要。(第1回)
- ・小規模校は教員の数が減り、仕事量が増えている。部活の数も減っている。将来的には統廃合はやむを得ないと思う。(第1回)
- ・複式の良さは小さい子は大きい子の姿をみて育つ。(第2回)
- ・子どもにとって本当に一番いい教育は何なのかを議論してほしい。(第2回)
- ・授業を行う上で1クラス20人位がちょうどいい。(第2回)
- ・一年学年多学級であればクラス替えができる、新しい人間関係ができ子どもにとってはよいと思う。(小規模校から)高校に入った時、たくさんの生徒と新しい人間関係がうまくできるか心配。(第2回)
- ・子どもたちが統合により地域から離れていくと地域がバラバラになってしまい困る。(第2回)
- ・一番の問題は子どもたちの成長にとってどういうものが大事なのか、その観点で話を進めていくべきだと思う。(第2回)
- ・小学校は合併しても、コミュニティの活動は参加できるように学校と連携していくべきだと思う。(第2回)
- ・子どもにとってどういう環境が適切か、まず優先されるべきかと思う。(第3回)
- ・地元として学校がなくなってしまったら、その跡地に拠点となるようなものがあると地域がまとまっていくと思うし、子どもも会を残してほしい。(第3回)
- ・相賀小学校は地域に支えられている。子どもの育ちがいいなど感じている。(第3回)
- ・伊久美小学校は、特認校に取組んでおり、朝バスに乗って町中の子どもたちが山里の小学校に来て勉強し体験をしているという事業がすごく魅力を感じる。そういう制度を取り入れていけるかどうか検討していく必要がある。(第4回)
- ・子どもたちのために何が望ましいかをPTAの方にも聞かなければいけないし、先生方にも聞かなければいけない。地域の活性化、人口減少、産業や地域の問題、学校の問題も考えながら進めばなければならない。(第4回)
- ・適正化によって新たな魅力が出てくるといふことをきちんと打ち出していけるものになればいいと思う。(第5回)
- ・学校がなくなると寂しいという気持ちがあるが、今までいいという考え方の人は多くないと思う。地域が小さくて精神的な教育が遅れしていくと取り残されてしまうのではないかという心配もある。(第5回)
- ・学校は教育の場であると同時に地域の防災災害の拠点でもあると思う。(第5回)
- ・スクールバスを運行することになった場合、災害時の登下校の安全確保に対しては十分な注意を払う必要がある。(第6回)

## 教育環境に関するアンケート

市教育委員会では「島田市教育環境適正化検討委員会」を設置し、児童生徒のために必要な教育環境について検討を重ねています。

当委員会は多くの方のご意見を参考にしていきたいため、下記アンケートにご協力ください。  
アンケートは無記名で個人が特定されるような活用は致しません。

### ■記入者情報

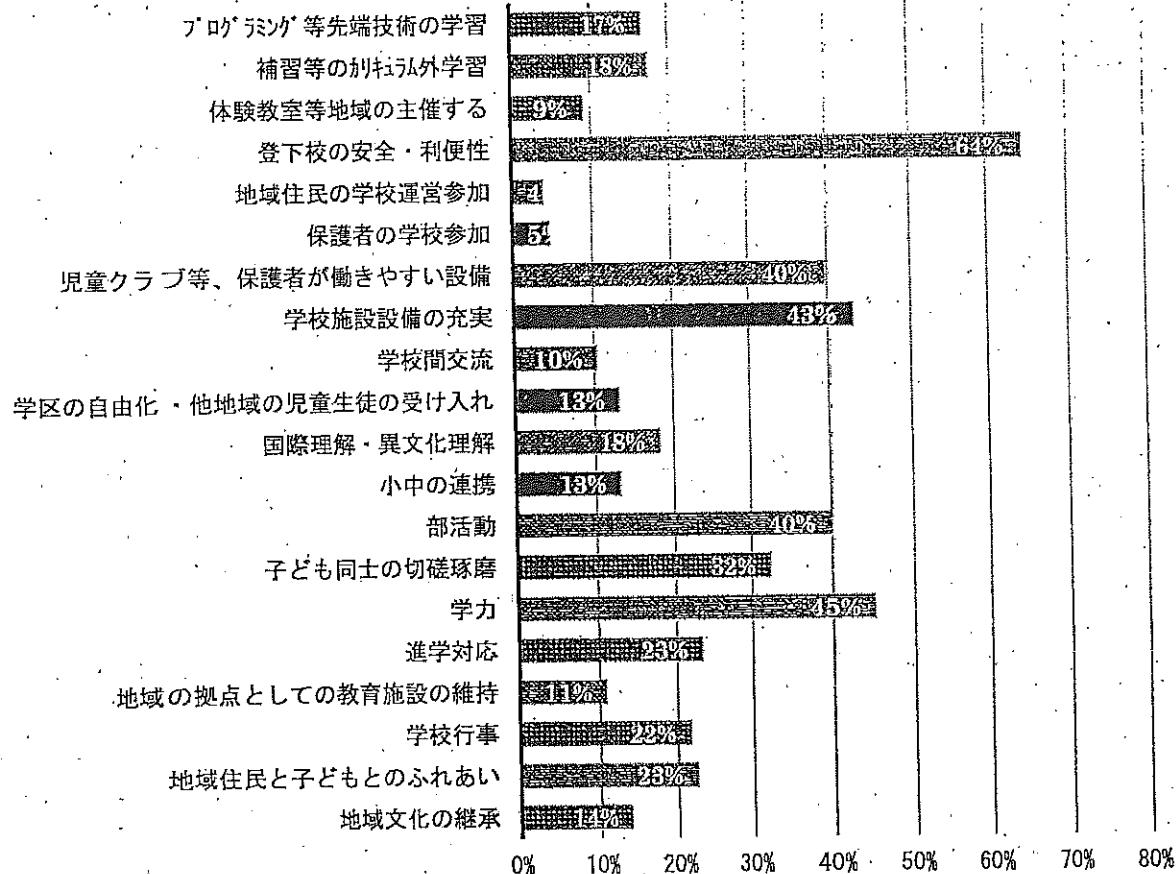
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		
年齢	<input type="checkbox"/> 小学生	<input type="checkbox"/> 中学生～19歳	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代
	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳以上
お住まいの学区	<input type="checkbox"/> 島田第一中学区	<input type="checkbox"/> 島田第二中学区	<input type="checkbox"/> 六合中学区	<input type="checkbox"/> 北中学区
	<input type="checkbox"/> 初倉中学区	<input type="checkbox"/> 金谷中学区	<input type="checkbox"/> 川根中学区	<input type="checkbox"/> その他・市外
お子さんがいる方	<input type="checkbox"/> 未就学児がいる	<input type="checkbox"/> 小学生がいる	<input type="checkbox"/> 中学生がいる	<input type="checkbox"/> 卒業生(未成年)がいる

### ■必要な教育環境について

子どもにとって望ましい学校環境はどのようなものであると考えますか。イメージに近いものを小学校・中学校それぞれ1つずつ選んでください。 (◎は文部科学省の想定する標準規模です)	<b>小学校について</b> <input type="checkbox"/> 児童や学級数が少ないほどよい <input type="checkbox"/> 複式学級が生じない規模 <input type="checkbox"/> 一クラスで10人程度の規模 <input type="checkbox"/> クラス替えができる規模(一学年2学級以上の規模)◎ <input type="checkbox"/> 一学年100人程度(3学級程度の規模)◎ <input type="checkbox"/> 児童や学級数が多いほどよい			
	<b>中学校について</b> <input type="checkbox"/> 生徒や学級数が少ないほどよい <input type="checkbox"/> 複式学級が生じない規模 <input type="checkbox"/> 一クラスで10人程度の規模 <input type="checkbox"/> クラス替えができる規模(一学年2学級以上の規模) <input type="checkbox"/> 一学年100人程度(一学年3学級程度・部活動が選べる) <input type="checkbox"/> 一学年200人程度(一学年6学級程度・部活動が相当選べる)◎ <input type="checkbox"/> 生徒や学級数が多いほどよい			

アンケートには裏面もあります

## 検討の際に重視して欲しいこと (n=1565)



## 島田市教育環境適正化検討委員会の中間報告

島田市教育委員会 学校教育課 H36-7955

平成29年度の市内の出生数の状況から、平成36年には北部4小学校（伊太小・相賀小・神座小・伊久美小）のうち、神座小を除く3校で「複式学級」の生じる可能性が高まっています。

こうした状況を踏まえて検討された「島田市教育環境適正化検討委員会中間報告」について、皆さんのご意見をお聞かせください。

### 1 中間報告作成までの経緯

(1) 平成27年度 第1次島田市総合計画（後期基本計画）を受け、

「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会（以後、在り方委員会）」を設置

(2) 平成28年度 在り方委員会提言書の内容

①島田市の教育理念

地域ぐるみで進めましょう 夢育・地育の花咲く 島田の教育  
～学校・家庭・地域が一体となって、理想とする教育を目指す～

②理念実現のための基本的方向性（抜粋）

今後必要とされる学校再編については、適正規模や学校施設の老朽化の状況などを考慮するとともに、地域の生活や文化・伝統の存続及び活性化を島田市全体で支えるという前提のもとに、これを検討していくこと。

③理念実現に向けた手立て（抜粋）

夢育の中核的活動として英語教育や先進科学技術教育・ICTの活用などを推進し、世界的な視野をもち市民性豊かな子どもを育てる教育を充実させる。また、児童生徒の教育環境充実の観点から学校再編を検討し、当該地域の文化・伝統の維持や地域活性化を図っていく。

(3) 平成29年度 島田市教育環境適正化検討委員会（以後、適正化委員会）を設置

※在り方委員会からの提言を受けて設置され、教育環境の適正化及びこれに伴う学校再編の方向性について、調査・検討を進めてきました。適正化委員会は、平成30年3月に中間報告をまとめ、島田市教育委員会に提出しました。

### 2 教育環境に関するアンケート

適正化委員会では、児童生徒数の点で課題の多い北中学校区と初倉中学校区の中学生・小学生・就学前児童の保護者を中心に「教育環境に関するアンケート」を実施しました。

- ・クラス替えができる程度の人数が望ましいと考える人が多く、子どもの年齢が上がるにつれて人数の多い規模を求める傾向であった。
- ・登下校の安全・利便性を求める声が多い。
- ・北中学校区では「部活動、学力、子ども同士の切磋琢磨」を重視する保護者が多い。

### 3 教育環境の適正化に向けた基本的な考え方

適正化委員会では、アンケート結果や北中学校区と初倉中学校区で開催した検討委員会の状況などから、教育環境の適正化を検討する上で基本に置くべき考え方を共通理解しました。

基本的な考え方（抜粋）

- ・学校環境の再編は、地域住民との合意を図りつつ、子どもの利益を最優先に全市ぐるみで対応
- ・行政と地域が協力して地域の子育てへの参画機会を拡大し、地域の発展が可能なかたちにする
- ・児童生徒数が一学年当たり概ね20人を切るような場合には、早期に再編を検討する

# 島田市教育環境適正化検討委員会の中間報告

島田市教育委員会 学校教育課 Tel 36-7955

平成29年度の市内の出生数の状況から、新たに「複式学級」を組まなければならない学校や全学年で複式学級（完全複式学級）を組む学校が生じる可能性が高まっています。

こうした状況を踏まえて検討された「島田市教育環境適正化検討委員会中間報告」について、皆さんのご意見をお聞かせください。

## 1 中間報告作成までの経緯

(1) 平成27年度 第1次島田市総合計画（後期基本計画）を受け、

「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会（以後、在り方委員会）」を設置

(2) 平成28年度 在り方委員会提言書の内容

### ①島田市の教育理念

地域ぐるみで進めましょう 夢育・地育の花咲く 島田の教育  
～学校・家庭・地域が一体となって、理想とする教育を目指す～

### ②理念実現のための基本的方向性（抜粋）

今後必要とされる学校再編については、適正規模や学校施設の老朽化の状況などを考慮するとともに、地域の生活や文化・伝統の存続及び活性化を島田市全体で支えるという前提のもとに、これを検討していくこと。

### ③理念実現に向けた手立て（抜粋）

夢育の中核的活動として英語教育や先進科学技術教育・ICTの活用などを推進し、世界的な視野をもち市民性豊かな子どもを育てる教育を充実させる。また、児童生徒の教育環境充実の観点から学校再編を検討し、当該地域の文化・伝統の維持や地域活性化を図っていく。

(3) 平成29年度 島田市教育環境適正化検討委員会（以後、適正化委員会）を設置

※在り方委員会からの提言を受けて設置され、教育環境の適正化及びこれに伴う学校再編の方向性について、調査・検討を進めてきました。適正化委員会は、平成30年3月に中間報告をまとめ、島田市教育委員会に提出しました。

## 2 教育環境に関するアンケート

適正化委員会では、児童生徒数の点で課題の多い北中学校区と初倉中学校区の中学生・小学生・就学前児童の保護者を中心に「教育環境に関するアンケート」を実施しました。

- ・クラス替えができる程度の人数が望ましいと考える人が多く、子どもの年齢が上がるにつれて人数の多い規模を求める傾向であった。
- ・登下校の安全・利便性を求める声が多い。
- ・北中学校区では「部活動、学力、子ども同士の切磋琢磨」を重視する保護者が多い。

## 3 教育環境の適正化に向けた基本的な考え方

適正化委員会では、アンケート結果や北中学校区と初倉中学校区で開催した検討委員会の状況などから、教育環境の適正化を検討する上で基本に置くべき考え方を共通理解しました。

### 基本的な考え方（抜粋）

- ・学校環境の再編は、地域住民との合意を図りつつ、子どもの利益を最優先に全市ぐるみで対応
- ・行政と地域が協力して地域の子育てへの参画機会を拡大し、地域の発展が可能なかたちにする
- ・児童生徒数が一学年当たり概ね20人を切るような場合には、早期に再編を検討する

# 中間報告アンケート結果

## 1. 北部地域の再編について

- (1) 伊太小学校区 要再編 72.9% 再編不要 3.4% どちらでもよい 23.7%  
(再編案① 23.3% ② 44.2% ③ 14.0% その他 18.6%)
- その他：A 北中と島一中のみ統合  
B 北部4小学校で統合し北中と島一中を統合  
C 少人数の良さも学校選択の一つに加えたい
- (2) 相賀小学校区 要再編 82.1% 再編不要 12.8% どちらでもよい 5.1%  
(再編案① 18.8% ② 40.6% ③ 12.5% その他 28.1%)
- その他：A 北中と島一中のみ統合  
B 北部4小学校で統合し北中と島一中を統合  
C 統合前から希望校入学を可
- (3) 神座小学校区 要再編 80.0% 再編不要 6.7% どちらでもよい 13.3%  
(再編案① 43.7% ② 41.7% ③ 4.2% その他 10.4%)
- その他：A 北部4小学校で統合し北中と島一中を統合  
B 神座小に相賀小と伊久美小が統合（複式になるまで島一小への統合は避ける）
- (4) 伊久美小学校区 要再編 51.5% 再編不要 30.3% どちらでもよい 18.2%  
(再編案① 29.4% ② 11.8% ③ 11.8% その他 47.0%)
- その他：A 北部4小学校で統合し北中と島一中を統合  
B 伊久美小は再編しないで他の北部3小学校で統合  
C 北中と島一中のみ統合  
D 北部4小学校 + α で統合（川根と伊久美地域で新設）

## 2. 初倉地域の再編について

- (1) 初倉小学校区 要再編 28.4% 再編不要 14.0% どちらでもよい 57.6%  
(再編案① 35.2% ② 45.1% その他 19.7%)
- その他：A 二段階統合（湯日小と初倉小の統合後に初倉南小も統合）  
B 湯日小と初倉南を統合
- (2) 初倉南小学校区 要再編 30.3% 再編不要 19.7% どちらでもよい 50.0%  
(再編案 50.0% ② 45.0% その他 5.0%)
- その他：A 湯日小と初倉南小を統合
- (3) 湯日小学校区 要再編 79.3% 再編不要 3.5% どちらでもよい 17.2%  
(再編案 34.8% ② 39.1% その他 26.1%)
- その他：A 二段階統合（湯日小と初倉小の統合後に初倉南小も統合）  
B 二段階統合（湯日小と初倉南小の統合後に初倉小も統合）

## 資料7

## 学校施設の概要

(平成30年5月1日現在 学校施設台帳による)

学校名		創立年	校舎			屋内運動場			プール		
主要建物 建設年月	面積 (m <sup>2</sup> )		構造	主要建物 建設年月	面積 (m <sup>2</sup> )	構造	建設 年度	大プール	小プール		
小学校計			70,220		15,783						
1 島田第一小学校	明10 S51.7, S55.3 S56.3	3,420 RC造 2F, 3F 1,873 RC造 2F	S56.3	838 S造 1F	S30	25×13m (6コース)	13×9				
2 島田第二小学校	昭10 S54.2 S55.3	4,896 RC造 2F RC造 3F, S造 2F	S53.2	956 S造 1F (一部2F)	S32	25×13 (6コース)	14.5×9				
3 島田第三小学校	昭10 S58.3	4,482 RC造 4F	H5.3	927 S造 1F	H4	25×13 (6コース)	15×10				
4 島田第四小学校	明6 S40.3, S40.12 S41.12	3,904 RC造 3F 3,303 RC造 3F, S造 1F	S46.3	924 S造 1F (一部2F)	S46	25×15 (7コース)	10×15				
5 島田第五小学校	昭54 S54.5	2,580 RC造 3F	S54.5	958 S造 1F (一部2F)	S54	25×13 (6コース)	15×5.95				
6 六合小学校	明5 H16.9	6,607 RC造 3F	H4.2	945 S造 1F	S50	25×13 (6コース)	15×5				
7 六合東小学校	昭60 S60.3, H7.8 H23.12	3,334 RC造 3F 292 S造 3F	S62.1	840 RC造 1F	S60	25×13 (6コース)	13×6				
8 大津小学校	明6 H18.7	1,432 RC造 3F 1,743 S造 2F	S54.3	749 S造 1F (一部2F)	S35	25×13 (6コース)	8×5				
9 伊太小学校	明7 S44.3, H15.10 S57.3	1,227 RC造 2F, S造 1F 1,245 RC造 2F	S54.3	749 S造 1F (一部2F)	S45	25×13 (4コース)					
10 相賀小学校	明7 S53.3	1,149 RC造 3F	S58.3	879 RC造 1F	S45	25×13 (4コース)					
11 神座小学校	明7 S56.10	1,674 RC造 2F	S58.3	680 RC造 1F 14 S造 1F	S43	25×13 (4コース)					
12 伊久美小学校	明42 S60.5	1,448 RC造 2F	S61.3	680 RC造 1F	S44	25×13 (4コース)					
13 初倉小学校	明5 S56.10, H28.3	3,786 RC造 2F 800 S造 2F	S58.3	716 RC造 1F	S43	25×13 (6コース)	12×7				
14 初倉南小学校	昭58 S58.8	4,000 RC造 2F	S59.3	725 RC造 1F	S59	25×13 (6コース)	15×6				
15 湯日小学校	明6 S60.5	1,674 RC造 2F	S63.1	700 RC造 1F 21 S造 1F	S44	25×13 (4コース)					
16 金谷小学校	明6 S58.10	7,500 RC造 3F	S59.1	1,185 RC造 1F 261 RC造 1F, 2F, S造 2F	H8	25×17 (8コース)	16×9				
17 五和小学校	明6 S54.3 S54.12	2,169 RC造 3F 2,676 RC造 2F, 3F	S56.1	1,144 S造 2F	S56	25×13 (6コース)	13×6				
18 川根小学校	昭45 H27.8	3,006 S造 2F	H27.8	892 S造 1F	S45	25×15 (7コース)	15×10				
中学校計			38,926		11,219						
19 島田第一中学校	昭22 H16.3	7,377 RC造 3F	H17.3	2,439 RC造 2F	H16	25×13 (6コース)					
20 島田第二中学校	昭33 H11.12	7,938 RC造 4F	H13.7	2,569 RC造 1F (一部3F) S造 2F	H11	25×15 (7コース)					
21 六合中学校	昭22 S58.7 H6.9	5,233 RC造 2F	S59.3	1,018 RC造 1F	S62	25×15 (7コース)					
22 北中学校	昭60 S60.7	3,129 RC造 2F	S50.2	884 S造 1F (一部2F)	S43	25×13 (6コース)					
23 初倉中学校	昭22 S55.5 S55.5, S60.12, H5.10	4,296 RC造 4F, S造 1F 308 S造 1F	S52.11	1,618 S造 2F	H8	25×16 (8コース)					
24 金谷中学校	昭52 S52.3	6,871 RC造 3F	S53.3, S53.8	2,094 RC造 1F (一部2F) 106 S造 2F, RC造 1F	S52	50×15 (7コース)					
25 川根中学校	昭37 H2.2	3,774 RC造 3F	S52.1	491 武道場 S造 1F	S37	50×16 (8コース)					

資料8

島田市学校再編に関して活用できそうな助成事業一覧

放課後子ども環境整備事業（厚生労働省）	児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により星間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。 補助率（1／3）
過疎地域等自立活性化推進交付金（総務省）	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業並びに過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業について、その経費の全部又は一部を交付することにより、過疎地域の自立活性化を推進することを目的とする。 (最大各 1000)
農山漁村振興交付金（農林水産省）	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援 1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（1/2 上限 800） 2. 山村活性化対策（定額 1000） 3. 農泊推進対策（1/2 上限 800） 4. 農山漁村活性化整備対策（1/2）
都市計画再生整備計画事業（国土交通省）	緑地・農地と調和した良好な都市環境・都市景観の形成、都市農業の多様な機能の発揮などを促進するための方策を即地的に検討する ① 人口減少等に対応したまちづくりに関する計画と連携した緑地や農地の保全 ② 良好的な都市環境の形成に向けた、市街地における緑地・農地及び景観の保全・創出・活用 ③ 広域的な観点から取組む緑地・農地及び景観の保全・活用 ④ 都市農業における ICT 技術の活用及び海外市場の開拓 (概ね 800)
空き家再生等推進事業（国土交通省）	空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う。（1/2, 1/3）
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）	人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資する廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費に対して補助。市町村等 1／2 以内、[2]NPO法人等 1／3 以内
研究開発学校（文部科学省）	学校教育法施行規則第55条（同規則第79条及び第108条第1項で準用する場合を含む。）、第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）及び第132条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。

